

神奈川施保連ニュースVOL.69

発行人 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 会長 岩本邦雄
編集同上 広報部会 HP: <http://w01.tp1.jp/~a368318200/>
発行所 同上 事務局 〒235-0021 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本邦雄方
TEL & FAX 045-751-1010



神奈川施保連学習会

障害福祉をめぐる最近の動き

講師：神奈川施保連副会長 嶋田 芳樹

第一部

障害者総合支援法3年目の見直しはどのような見直しを進めてきたか

厚生労働省は社会保障審議会・障害者部会で「障害者総合支援法」施行3年後の見直しを進めてきた。

障害者部会は、有識者や福祉関係団体の代表者など総数29名の委員で構成されている。

◆障害者部会の審議状況

・平成27年4月・審議開始

・平成27年5月～6月・障害関係等45団体を対象に、4回にわたり意見聴取。(全

施連は指名されず)
・平成27年12月…「障害者総合支援法施行3年後の見直しに関する報告書(案)」を付議、若干の字句修正のうえ正式決定。

◆報告書は「基本的な考え方」と「各論」から構成されている。

(1) 「基本的な考え方」は次の3本柱

① 新たな地域生活の展開

・ 本人が望む地域生活の実現等。

② 障害者のニーズに対するよりきめ細やかな対応

・ 障害児に対する専門的で多様な支援、高齢の障害者への円滑なサービス利用等。

③ 質の高いサービスを継続的に利用できる環境整備

・ 利用者の意向を反映した支給決定の促進、持続可能で質の高いサービスの実現。

(2) 「各論」における今後の取組み(知的障害者に特に関係する項目)

① 常時介護を要する障害者等に対する支援について

・ 重度障害者を対象としたサービス、地域生活を支援するサービス等。
② 障害者等の移動支援
・ 入院中の外出・外泊に伴う移動支援の明確化。

③ 障害者の就労支援
・ 就労継続支援の対象範囲の拡大、運営基準の見直しならびに就労定着に向けた生活面の支援を行うサービス等。

④ 障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

・ 相談支援の取組等の推進ならびに障害支援区分の認定に関する課題の把握と改善策検討。

⑤ 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方

・ 意思決定支援ガイドラインの作成、障害福祉サービスにおける意思決定支援ならびに成年後見制度の利用支援。

⑥ 聴覚・言語機能・音声機能その他の障害ため、意思疎通を図ることに支障がある者等に対する支援の在り方

・ 地域生活支援事業等の活用ならびに支援機器の活用促進等。

⑦ 高齢の障害者に対する支援の在り方

・ 障害福祉制度と介護保険制度との連携(本音は両制度の将来的な統合)ならびに

障害者の高齢化に伴う心身の機能低下等への対応
⑧ その他の障害福祉サービスの在り方
・ 障害福祉サービス等の質の確保・向上ならびに利用者負担の在り方の検討(今後、各種サービスの利用制限や、利用者負担の増が懸念される)等。

この報告書について、参
考までに次のお二方の意見
(要約)をご紹介します。

(1) 佐藤久夫氏(日本社会事業大学・教授)

今回の報告書は、財務省からの要望を反映して、「より効率的」なサービス利用、スムーズな介護保険への移行の体制づくりと、両制度の統合検討の提言が中心になった。

(2) 藤井克徳氏(法人日本障害者協議会・代表)

報告書は、障害者福祉と介護保険の統合に門戸を開いた中身になっている。また、本質的な問題が抜け落ち、薄っぺらな財源問題だけの話になってしまった。

第二部 社会福祉法人改革

一部の社会福祉法人で、本来の目的にそぐわない次のような不適切な運営が行われており、その在り方を見直す必要がある。

(1) たまにしか法人に顔を出さない名前だけの理事長が多大な報酬を得ている。

(2) 法人・施設の全ての役員を、親族・身内で占めている。(閉鎖的・同族経営)

(3) 法人の目的が「公益的な事業」を行うのではなく、「利益を得る」ためになっている。

そのため以下のような改革案が国会に付議されている。(衆議院は昨年通過し、参議院で継続審議になっている。可決されれば平成28年から施行)

(1) 法人の経営組織(評議員会・理事会)を、次のとおり本来の目的に沿ったものにする。

① 評議員会の位置づけにつ

いて

・ 現在は理事長の諮問機関。これを法人の最高意思決定機関に変更する。(理事長・理事会は、法人業務の執行機関になる。)

・ 改革後の評議員会は、理事・監事・会計監査人の選任・解任権ならびに事業報告と決算の承認権などを持つ。

・ 現在、評議員には家族の代表を必ず含めることになっているが、改革後は理事・職員代表・家族代表は評議員になれない。

・ 新しい評議員の選任は、例えば「評議員選任委員会(委員は理事長が指名する)を設けて行うことにし、その旨を定款に明記する。

(2) 法人の収支や運営の状況などについて情報を公開する。

(3) 内部留保(利益剰余金)の使途を明確にする
特別養護老人ホーム等における現状実態を見ると、平成25年度の場合、1施設

当たりの内部留保額が3億円強、平均収支差率が10%であり、一般企業の「経常利益率」(企業規模によつて1.2%~4.5%)と比較してかなり高くなっている。これに加えて、社会福祉法人の場合は、「利益剰余金」に税金がかからないという優遇措置もある。

このようなことから「社会福祉法人は儲け過ぎている」という批判があり、その結果、内部留保については、次のような改革が求められることになった。

① 何のための内部留保なのか、その目的を明確にする。

② そして、法人経営のため本来に必要な次のようなもの以外の内部留保は、他の福祉サービスのために再投下する。

- ・ 事業に活用している土地・建物・設備等
- ・ 事業の再生産に必要な財産(建替・大規模修繕のための自己資金)
- ・ 事業の運転資金



(4) 社会貢献のための次のような活動を義務付ける。

① 生活困難者に対する無料・低額なサービスの提供

② 社会福祉事業として制度化されていない福祉サービスの、無料・低額な料金による提供。 など

(5) 行政による指導・監督を強化する。

以上

障害を持つ人たちが病気になったとき、ケガをしたときに備えて

神奈川施保連では、知的障害児者や自閉症児者が病気やケガをしたとき、また、そのために入院したときなどに備え、「やまゆり知的障害児者生活サポート協会」の運営に参加しています。加入資格、その他の詳細は、下記までお問い合わせください。

やまゆり知的障害児者生活サポート協会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内